

平成23年9月28日  
独立行政法人  
日本原子力研究開発機構

## 緊急安全対策等の報告書の誤りを踏まえた対応について(報告) (お知らせ)

平成23年東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う緊急安全対策等の報告書について、平成23年9月15日付け「緊急安全対策等の報告書の誤りを踏まえた対応について(指示)」(平成23・09・14原院第5号)が発出されました。

当機構では、国からの指示文書に基づき、高速増殖炉研究開発センター(以下「もんじゅ」という。)、原子炉廃止措置研究開発センター(以下「ふげん」という。)及び再処理技術開発センター(以下「東海再処理」という。)が報告した緊急安全対策等の報告書について、誤りの有無について調査を実施しました。その結果、各報告書の報告内容に誤りのないことを確認しました。これらの調査結果について、本日、原子力安全・保安院長宛に別紙のとおり報告書を提出しました。

当機構としては、今後も継続して原子力施設の安全対策を的確に実施し、安全性の更なる向上に努めてまいります。

別紙：緊急安全対策等の報告書の誤りを踏まえた対応について(概要)

# 緊急安全対策等の報告書の誤りを踏まえた対応について

## (概要)

### 1. 概要

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）における平成23年東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う緊急安全対策等の報告書について、平成23年9月15日付け「緊急安全対策等の報告書の誤りを踏まえた対応について（指示）」（平成23・09・14原院第5号）に基づき、緊急安全対策等の報告書における誤りの有無について以下のとおり調査を実施したので、その結果を報告する。

### 2. 調査対象

本調査は、国からの指示文書に基づき、原子力機構における高速増殖炉研究開発センター（以下「もんじゅ」という。）、原子炉廃止措置研究開発センター（以下「ふげん」という。）及び再処理技術開発センター（以下「東海再処理」という。）が報告した以下の報告書を対象とした。

調査対象の報告書と対象施設

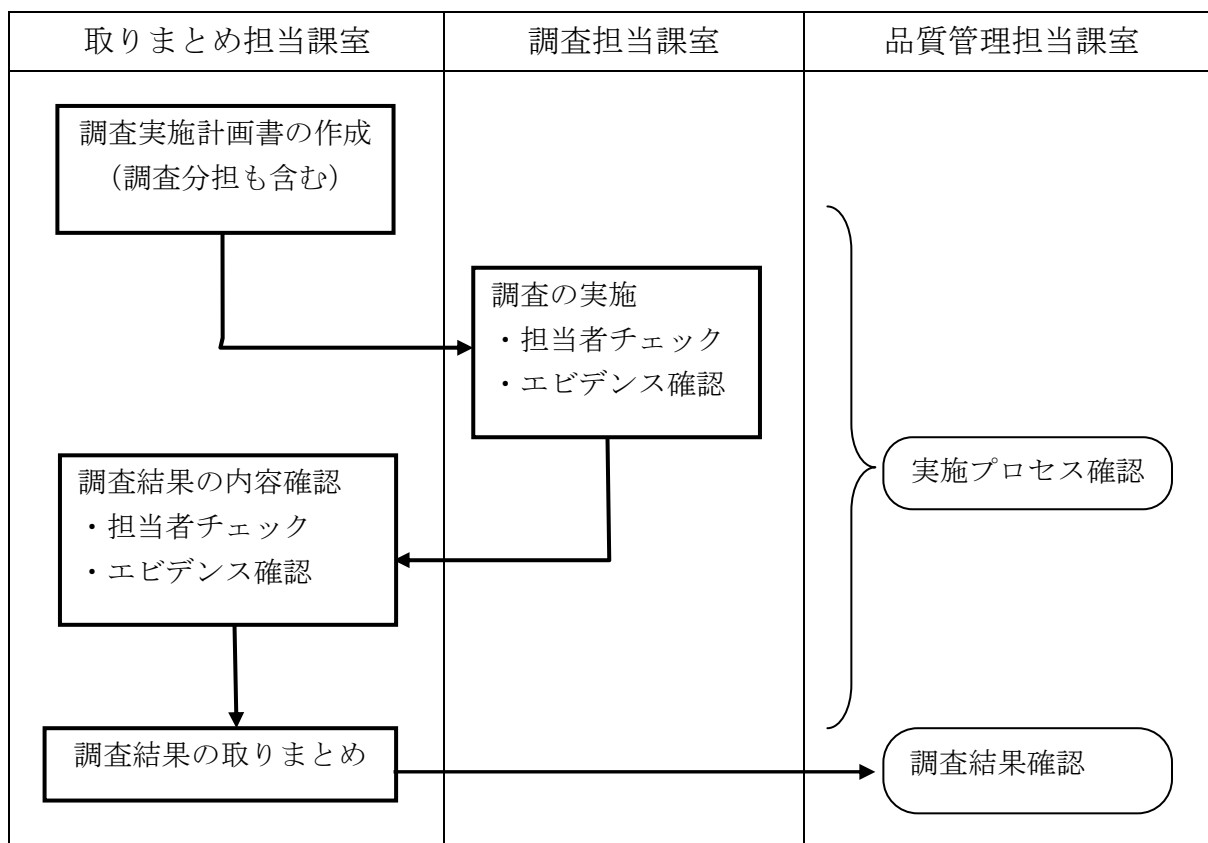
報告書	対象施設
(1)平成23年3月30日付け「平成23年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について（指示）」（平成23・03・28原第7号）	もんじゅ ふげん
(2)平成23年4月15日付け「原子力発電所及び再処理施設の外部電源の信頼性確保について（指示）」（平成23・04・15原院第3号）	もんじゅ 東海再処理
(3)平成23年5月1日付け「平成23年福島第一・第二原子力発電所等の事故を踏まえた再処理施設の緊急安全対策の実施について（指示）」（平成23・04・28原第72号）	東海再処理
(4)平成23年6月7日付け「平成23年福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置の実施について（指示）」（平成23・06・07原第2号）	もんじゅ ふげん
(5)平成23年6月7日付け「原子力発電所等の外部電源の信頼性確保に係る開閉所等の地震対策について（指示）」（平成23・06・07原院第1号）	もんじゅ 東海再処理
(6)平成23年6月15日付け「原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置を踏まえた再処理施設における措置の実施について（指示）」（平成23・06・13原第10号）	東海再処理

### 3. 調査の体制と方法

報告書記載の対策や評価に影響する誤りの有無について、以下の体制と方法により調査を行った。

#### (1) 調査体制

調査体制は、原子力機構本部が全体取りまとめ、敦賀本部がもんじゅ及びふげん、核燃料サイクル工学研究所が東海再処理について取りまとめ、それぞれ下図の体制にて調査を行った。



#### (2) 調査方法

- a. 調査作業の分担により、本文及び添付資料の文章内容の確認を行った。ただし、文字の誤りについては、原子力施設の安全性に関係しないものは除いた。
- b. 数値については、国の許認可資料やメーカー資料、所内資料等といった出典元を明確にし、報告書と出典元との整合を複数名による確認調査を実施し、その妥当性や実施プロセスについて品質保証担当部署が確認した。

### 4. 調査結果

調査の結果、もんじゅ、ふげん及び東海再処理の各報告書の報告内容に誤りは確認されなかった。

以上